

〈山田町第一保育所 災害対応マニュアル〉

社会福祉法人 三心会
山田町第一保育所

災害時に子どもたちの命を守るために、山田町第一保育所では災害対応マニュアルを作成しました。保育所では月に1度の避難訓練や職員間での話し合いなどを行い、災害時に備えます。

保護者の皆様にもこのマニュアルを参照いただき、非常時に備えていただきたいと思いますので、ご理解・ご協力をお願い致します。

保育中

火災 保育所又は近隣の建物・山林が火災の場合は、所長の判断で安全な場所に避難する。
(必要に応じて、保護者へ電話連絡でお迎えをお願いします。)

地震 地震の強度や周囲の状況に応じて、園舎又は園舎外（園庭）に避難する。

津波 大津波警報が発令された場合は、龍昌寺裏山を通り東北電力山田変電所付近（関谷方面）へ避難する。

津波警報が発令された場合は、龍昌寺境内又は龍昌寺裏山へ避難する。

※日没後(保育時間経過後)になっても解除にならない場合又は保護者が迎えに来れない場合は、中央公民館又は中央コミュニティセンターに避難する。

〈園児のへ保護者への引き渡し〉

大津波警報・津波警報が発令された場合、警報解除又は安全が確認されるまで、園児の安全のために園児を引き渡すことはできません。

地震・津波注意報が発令された場合はご自身(保護者)や周囲の状況の安全確認ができてからお迎えをお願いします。

津波などによる災害が予測される場合は園児は引き渡さず、保護者も一緒に避難をお願いします。
※保育中に大雨警報・大雪警報・暴風警報が発令された場合は、保育所周囲の状況から判断して電話連絡でお迎えをお願いする場合があります。

登所前

◎登所前に津波注意報・警報が発令された場合

- ・保護者と一緒に安全な場所で待機（避難）し、注意報・警報が解除されてからの登所をお願いします。

◎登所前に地震が発生

- ・地震の後の情報に注意し安全が確認できてから登所をお願いします。

◎津波避難場所について

- ・自宅が津波浸水地域に予想される場合には、家庭の責任において近くの指定避難場所に避難してください。
- ・安全な場所に自宅がある場合には、自宅を「津波避難場所」とします。
- ・各家庭では、避難場所や避難後に家族が落ち合う場所を決めておいてください。